第5章　循環器病対策の推進体制

第1節　大阪府における循環器病対策の推進体制

* 大阪府の循環器病対策を総合的に展開していくためには、国、府、市町村をはじめ、循環器病患者やその家族を含む府民、医療機関、大学、関係団体、事業者等がそれぞれの立場における役割を果たすとともに、相互連携を図りつつ、一体となって取り組むことが重要です。
* また、大阪府では「大阪府循環器病対策推進懇話会」（※5-1）（以下「懇話会」という。）を設置し、循環器病対策に関わる方々からの意見聴取の場を設け、対策の実効性を高めることをめざしています。その他、「大阪府医療審議会」（※5-2）や「大阪府救急医療対策審議会」（※5-3）などの場も活用し、計画の目標達成を図ります。

|  |
| --- |
| （※5-1）大阪府循環器病対策推進懇話会：　基本法第21条第１項の規定に基づく「都道府県循環器病対策推進協議会」として設置しています。（※5-2）大阪府医療審議会：　医療法（昭和23年法律第205号）第72条の規定により、医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調整審議を行う附属機関をいいます。（※5-3）大阪府救急医療対策審議会：　救急医療対策についての重要事項の調査審議及び救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第２条の規定による救急病院又は救急診療所の認定又はその取消しに当たっての事前審査に関する事務を所掌する附属機関をいいます。 |